

海外療養費の支給申請をされる時のお願い

海外療養費について

健康保険では、被保険者および被扶養者が、海外において業務外の疾病により医療施設にかかった際の費用も、療養費として払い戻しを受けることができます。ただし、その額は日本において同一の疾病の治療を受けた場合の保険診療を基準として算定しますので、実際に支払った全額が支給の対象にはなりません。

つきましては、支給額をできる限り正確に決定するためにも、以下をご確認のうえ申請されるようお願いいたします。ご面倒・ご不便と存じますが、よろしくお願いいたします。

《海外療養費の支給申請の対象となる時》

- ◆ 海外渡航中（旅行を含む）に業務外の理由による病気やけがで病院にかかったとき

《支給対象にならないケース》

- ◆ 業務中や通勤途上における疾病
- ◆ 治療を目的として海外渡航し、治療を受けた場合（海外在住者が、日本を除く他国での治療を希望し、受診した場合を含む）
- ◆ 日本で自己負担（保険診療対象外）となるもの（予防接種費用等）など

申請時の留意事項

- 被保険者および被扶養者が、海外において業務外の理由による疾病により医療施設にかかり、支払った医療費について申請してください。
- 申請には、以下の書類を揃えてください。不備がある場合は、海外療養費を支給できないことがあります。
 - ① 健康保険 被保険者・被扶養者 海外療養費（療養付加金）支給申請書
 - ② 診療内容明細書〔医科申請用（様式Aおよび様式B）または歯科申請用（様式C）〕
 - ③ 領収書（原本）
 - ④ 調査に関わる同意書「調査に関わる同意書」は、海外駐在中の被保険者とその帯同被扶養者、海外出張者、海外駐在中の被保険者宅を訪問した被扶養者は提出する必要はありません。個人的な旅行等の業務に関係のない理由（海外駐在者が、私用により駐在国以外の国で受診した場合を含む）による海外渡航のときは、忘れずに添付してください。
- 申請は、必ず「月ごと」「個人別」「病院別」「入院・外来ごと」に分けてください（下の例を参照。／給付額が減ってしまうことがあります。）。ただし、入院が複数月に跨り、病院からの請求および領収書が月ごとに分けられない場合等はこの限りではありません。
- 診療内容明細書は、診療の内容に該当する医科（様式AおよびBの2枚）または歯科（様式C）のいずれかに、病院の医師や事務長等の記入・押印を受けてください。なお、診療内容明細書に証明を受けるのは、申請単位（「月ごと」「個人別」「病院別」「入院・外来ごと」）にまとめても、受診の都度、記入・押印を受けてもどちらでもかまいません。
- 給付額を決定する際の邦貨換算は、申請月ではなく診療月の月末為替レートを使用します。
- 申請書類は、人事グループの海外療養費担当者へ提出してください。

例）申請書のまとめ方

兼高さん家族（被保険者本人、被扶養者の妻および長男）の、2017年4月の受診状況

A病院  本人 外来（4/3、4/7） 本人 入院（4/21～5/5） 妻 外来（4/30）	B 歯科医院  本人 外来（4/2） 長男 外来（4/2）	C病院  妻 外来（4/1、4/15、4/29） 長男 外来（4/1、4/29）
---	--	---

兼高さんが、この月の分として作成する申請書は・・・全部で7部

申請書の区分け	区分けごとの内容	診療内容明細書
1. 本人のA病院の外来分	4/3、7の2日分をまとめて	様式AおよびB
2. 本人のA病院の入院分*	4/21～4/30の入院分	様式AおよびB
3. 本人のB歯科医院の外来分	4/2の分	様式C
4. 妻のA病院の外来分	4/30の分	様式AおよびB
5. 妻のC病院の外来分	4/1、15、29の3日分をまとめて	様式AおよびB
6. 長男のB歯科医院の外来分	4/2の分	様式C
7. 長男のC病院の外来分	4/1、29の2日分をまとめて	様式AおよびB

* 4/21～5/5の入院について、病院からの請求および領収書が4/21～4/30に分けられるときは、5/1～5/5の分は5月分として申請してください。月ごとに分けられないときは、4/21～5/5の入院分全部として請求してください。

※ 診療内容明細書の医師等の証明は、月ごと（請求書単位）でも、受診の都度受けてもどちらでもかまいません。

マイナポータル、資格情報のお知らせ等を確認してください。

XX 月 XX 日 提出

被 保 険 者 情 報	① 被保険者証の記号及び番号	記号 X X X X X X X X	番号(従業員番号) (フリガナ)氏 名 ケンコウ ダイイチ 兼高 大偉智
	③ 事業所名称	④ 生年月日 (株)ゼネラル 平成 XX 年 XX 月 XX 日	
	⑤ 現住所及び電話番号	〒 「現在、お住いの住所」を記入してください。	
	⑥ 受診者の区分および氏名等	被保険者 被扶養者 氏名 兼高 健	続柄 長男 生年月日 令和 XX 年 XX 月 XX 日
	⑦ 傷病名	骨折	⑧ 発症または負傷年月日 令和 XX 年 XX 月 XX 日 ☒ 当日 ☐ 頃
	⑨ 発症または負傷の原因と経過を詳しく	休日に友達と公園で遊んでいるときに遊具から落下し、身体を支えようとした際に左手首を捻った。痛みが酷いため受診し、左手首の骨折と診断された。ギプス固定し、現在通院中。	
	⑩ 発症の状況	疾病の原因は、第三者の行為によるものですか ☒ いいえ ☐ はい →「はい」のときは別の届を提出していただくことがあります。 業務中または通勤途上によるものですか ☒ いいえ ☐ はい	
	⑪ 診療を受けた医療施設等の名称他	国名 中国 所在地 〇△省□□ 名称 □□△〇病院	⑫ 診療の内容と入院・外来の別 レントゲン撮影し、ギプス固定。鎮痛薬の処方あり。 ☐ 入院 ☒ 外来
	⑬ 診療を受けた期間	令和 XX 年 XX 月 XX 日 から 令和 XX 年 XX 月 XX 日 まで X 日間 (上の期間のうち入院があれば) 年 月 日 ~ 年 月 日 まで 日間	⑭ 診療に要した費用の額 ※現地通貨をカタカナで記入してください。 XXXXXX ゲン
	⑮ 渡航の理由	☒ 駐在・家族帯同 ☐ 出張 ☐ 旅行 ☐ その他 ()	
療 養 費 の 受 領 方 法 等	⑯ 委任状 【被保険者が受領する場合】(給与口座へ振込み)	私は事業主を代理人と定め、療養費および同付加金の受領方を委任します。 被保険者氏名 兼高 大偉智 ☒ 兼高 ☐	
	⑰ 振込希望 【被保険者が請求する場合】(給与口座へ振込み)	この欄は、被保険者以外が療養費を代理で請求・受領する場合に記入する欄です。 被保険者が請求・受領する場合は、事業主（会社）を経由して日本国内の給与口座へ支給しますので、⑯の「委任状」欄へ記入・押印してください。この欄（⑰⑱）は記入不要です。	

※ 申請書を提出する際は、必ず「診療内容明細書(医科または歯科)」および「領収書(原本)」を添付してください。また、駐在員とその家族(帯同家族および日本に住む駐在員の家族が駐在先に訪問した場合を含む。)が現地で受診したとき、海外出張中に受診したとき以外の、私的な海外渡航中に受診(旅行中や駐在している国以外での受診等)したときは、「調査に関わる同意書」もあわせて提出してください。

※ 申請書は、個人ごとに受診月別、病院別、入院・外来別に分けて作成してください。

健 保 使 用 欄	支給額	千 円	給付内訳	法定給付	円
	支給日	年 月 日	付加給付		円
	換算レート:	円			
	資格得喪日	取得	年 月 日	喪失	年 月 日

被保険者情報欄に被保険者の記号と番号を記入したときは、この欄は記入しないでください！

被保険者証の記号と番号を記入したときは、右欄は記入不要です。証の記号・番号に代わり個人番号(マイナンバー)で届出を行なうときに限り記入してください。ただし、被保険者の個人番号であることを特定する書類の添付が必要です。

海外療養費支給申請書の作成に関する補足説明

書類の提出と海外療養費の支給について

海外療養費の支給申請をするときは、『海外療養費（療養付加金）支給申請書』に、担当医等に記入・押印を受けた『診療内容明細書（受診科目が医科・歯科により異なります。医科申請用は様式Aと様式Bの2枚、歯科申請用は様式Cの1枚。）』と『領収書（原本）』を揃えて提出してください。一部の方（「海外療養費の支給申請をされるときをお願い」をご確認ください。）は、『調査に関わる同意書』も提出していただきます。書類は人事グループの海外療養費担当者へ提出してください。

当健保組合では、委託した外部の専門機関に支給対象額の査定を依頼しています。人事グループを経由して各月末日までに健保組合に届いた申請書について翌月中に査定を依頼、回答を受け、その翌月（申請書到着月の翌々月）の給与支給日に支給します。支給額は、査定の結果、現地負担額のうち日本の保険診療に相当するとされた額の7～8割（日本の保険医療で、自己負担分を除く健保組合が負担する分）に相当する額になります。現地負担額の7～8割相当額ではありません。

なお、海外療養費の給付（申請を含め）は原則として事業主（会社）を経由して行なうこととなっています。そのため、健保組合から給付金を直接海外へ送金することはできませんので、予めご了承ください。

記入上の注意事項（補足説明）

申請書の各項目の番号、記入例を確認してください。

- ◆ 日付（年月日）を記入する欄は『和暦（昭和、平成、令和等）』で記入してください。
- ◆ ①は、マイナポータル、資格情報のお知らせ等を確認してください。任意継続被保険者は「99」、それ以外の方は全員「11」です。番号は1～6桁の従業員番号（0で始まる方は、先頭から0以外の数字までの0を除外します。例えば000901は901。任意継続被保険者は4桁。）です。
③は、①の記号が11の場合は「株ゼネラル」99の場合は「任意継続被保険者」とご記入ください。
- ◆ ⑤は、現住所（現在、住んでいるところの住所）を記入してください。海外駐在者と帯同されている被扶養者は海外の住所になります。
- ◆ ⑥は、受診者（請求対象者）が被保険者か家族（被扶養者）かを選択（○で囲む）し、その方の氏名、続柄、生年月日を記入してください。なお、続柄は「子」「父」と略さず、「長男」「長女」「実父」等と記入してください。
- ◆ ⑨は、「どこで・なにをされていて・どうした」というように記入してください。
- ◆ ⑩は、病気やけがの発生原因について、第三者の行為によるものか、業務中または通勤途上によるものか、それぞれ該当する項目に○をしてください。「はい」のときは、別の届出を提出いただくことがあります。
- ◆ ⑪の医療施設の所在地は、番地まで記入する必要はありません。国名、所在地、名称でその病院が識別できる程度でかまいません。
- ◆ ⑫は、どのような診療（レントゲン撮影、検査キットの使用等）を受け、どのような処置（投薬、固定、経過観察等）があったのか、簡潔に記入してください。
- ◆ ⑬は、診療を受けた期間を記入（入院があればその期間も）してください。
- ◆ ⑭は、現地で支払った金額と、通貨単位をカタカナ（ゲン、パーツ等）で記入してください。
- ◆ ⑮は、該当する渡航理由を○で囲んでください。
- ◆ ⑯は、被保険者自身が療養費を受け取る場合（給与口座へ支給）は氏名の記入と押印をしてください。現地事情等により印鑑を持ち合わせていない場合は、被保険者氏名を必ず自署してください。原則として、在職中で当健保組合に加入中である場合は、この欄に記入・押印してください。（任意継続被保険者を除き、退職後に海外療養費を請求する場合は、⑮へ金融機関情報を記入してください。）
- ◆ ⑰⑱は、被保険者の給与口座へ支給できない状態や、被保険者以外が代理で請求・受領する場合、その代理人となられる方の情報を記入する欄です。
- ◆

添付書類について

海外療養費（療養付加金）支給申請書に、以下の書類等を添えて提出してください。

- ◆ 医科受診分の場合→『診療内容明細書』（医科申請用／様式Aおよび様式B）
- ◆ 歯科受診分の場合→『診療内容明細書』（歯科申請用／様式B）
- ◆ 領収書（原本）
- ※ 調査に関わる同意書→提出が必要な方については以下をご確認ください。
個人的な海外旅行（海外駐在者が、私用により駐在国以外の国で受診した場合を含む。）等、業務に関係のない理由による海外渡航時に急病等で受診した場合に提出してください。
業務による海外駐在者および帯同被扶養者の駐在先での受診、海外出張中の受診、海外駐在中の被保険者宅を訪問中に被扶養者が急病等により受診した場合は提出不要です。

以下の方を除き、書類は原則として人事グループの海外療養費担当者へ提出してください。

- ◆ 任意継続被保険者→健保組合